

<p>工商总局等十三部门关于推进全国统一“多证合一”改革的意见 工商企注字(2018)31号</p> <p>按照《国务院办公厅关于加快推进“多证合一”改革的指导意见》(国办发〔2017〕41号,下称《意见》)要求,“多证合一”改革于2017年10月1日起在全国全面实施。为切实解决各地改革不平衡、不协同、不充分等问题,按照李克强总理关于“‘多证合一’改革要有名有实”指示精神,工商总局等十三部门现就推进全国统一“多证合一”改革达成以下一致意见:</p> <p>一、明确涉企证照事项整合范围 按照《意见》对整合证照事项条件的要求,经总结各地做法,各相关部门协商确定,在“五证合一”基础上,将19项涉企(包括企业、个体工商户、农民专业合作社,下称企业)证照事项进一步整合到营业执照上,首批实行“二十四证合一”。对全国统一“多证合一”改革涉企证照事项目录(见附件1)实行动态更新管理,对目录以外符合整合要求的证照事项,分期分批纳入“多证合一”范畴,做到成熟一批、整合一批。相关部门应按照职责分工,依法履行管理职责。对法律法规明确为行政审批和许可性质的涉企证照事项,不予整合。</p> <p>二、完善工作流程 “多证合一”改革工作采取工商部门负责登记、备案等信息采集推送、相关职能部门直接接收或认领导入相互关联的业务流程模式。在“五证合一”登记制度改革工作机制及技术方案的基础上,继续全面实行“一套材料、一表登记、一窗受理”的工作模式。申请人办理企业注册登记时自行填写“一张表格”,向“一个窗口”提交“一套材料”,登记部门直接核发加载统一社会信用代码的营业执照。</p>	<p>工商総局等十三部門：全国統一の「多証合一」改革の推進に関する意見 工商企注字〔2018〕31号</p> <p>《國務院弁公庁：「多証合一」改革の推進加速に関する指導意見》(国弁発〔2017〕41号、以下《意見》)の要求に基づき、「多証合一(複数証書の一体化)」改革は、2017年10月1日より全国において全面的に実施されてきた。各地の改革が不均衡・非協力・不充分であるなどの問題を適切に解決するため、李克強総理による『「多証合一」改革は有名有実でなければならない』との指示・主旨に基づき、工商総局などの十三部門は、全国統一の「多証合一」改革の推進について以下の意見で一致に達した:</p> <p>一、企業関連証書事項の整合範囲の明確化 《意見》の証書事項整合の条件に対する要求に基づき、各地の方法の総括を経て、各関連部門は、「五証合一(5つの証書の一体化)」を基礎として、19項目の企業(企業・個人工商業者・農民専業合作社を含む、以下「企業」)に関わる証書事項を営業許可証上にさらに整合し、「二十四証合一(24の証書の一体化)」を第一弾として実行することを協議のうえ確定した。全国統一の「多証合一」改革企業関連証書事项目録(付属文書1参照)に対して動的な更新管理を実行し、目録以外の整合要求に合致する証書事項は、時期・回数に分けて「多証合一」の範疇に組み入れ、条件が整い次第、それぞれ整合する。関連部門は、職責・分担に応じて、法に基づき管理職責を履行しなければならない。法律・法規により行政審査批准および許可制であることが明確な企業関連証書事項は、整合しない。</p> <p>二、業務フローの完備 「多証合一」改革業務は、工商部門が登記・備案などの情報を収集・送信し、関連職務部門が直接受領あるいは受取確認・インポートを担当して相互に連係する業務フローモデルを採用する。「五証合一」登記制度改革の業務メカニズムおよび技術方案を基礎として、「一組の資料・一つの申請表による登記・一カ所の窓口での受理」の業務モデルを引き続き全面的に実行する。申請者が企業の登録・登記を行う際に、「一つの申請表」に記入し、「一カ所の窓口」に「一</p>
---	--

<p>三、推进信息互联互通和共享应用</p> <p>工商部门根据企业登记申请及各部门确认的企业经营范围规范表述和信息需求, 将企业信息全量或部分通过省级共享平台(信用信息共享平台、政务信息平台、国家企业信用信息公示系统等, 下同)或省级部门间数据接口实现共享。各部门认真研究制定本部门、本系统“多证合一”改革信息互联共享工作的原则以及措施办法, 尽快推进省级部门、部门垂管系统与目前省级共享平台实现对接, 打通数据传输通道, 在省级层面实现信息自动推送、导入、转换。</p> <p>四、规范信息采集项目</p> <p>以减轻企业负担、提高行政效能为目标, 实行相同信息“一次采集、一档管理”, 避免让企业重复提交材料。现有企业登记信息能够满足相关部门业务办理和监管需要的, 由工商部门推送给相关部门, 相关部门不再另行重复采集。确需工商部门一并采集信息的, 由各相关部门以便利登记、利于监管、精简采集为原则提出信息需求, 工商部门梳理汇总后形成工商部门登记数据共享信息项(见附件2.1)和“多证合一”政府部门共享信息项(见附件2.2)并纳入企业登记材料规范和企业登记全程电子化系统。对于在办理工商登记阶段申请人尚不具备的以及申请人填报有误的备案信息, 相关部门通过履行管理职能要求申请人修改或更正, 不影响企业登记以及发放营业执照。各地通过营业执照二维码、电子营业执照和国家企业信用信息公示系统公示企业整合证照事项信息。</p>	<p>組の資料」を提出すれば、登記部門は統一社会信用コードを記載した営業許可証を直接発行する。</p> <p>三、情報の相互接続・交換および共有・応用の推進</p> <p>工商部門は、企業の登記申請および各部門が確認する企業の経営範囲の規範的表記および情報の必要性に基づき、企業情報の全てあるいは一部の省級共有プラットフォーム(信用情報共有プラットフォーム・政務情報プラットフォーム・国家企業信用信息公示システムなど、以下同様)あるいは省級部門間のデータインターフェースを通じた共有を実現する。各部門は、本部門・本システムの「多証合一」改革の情報相互接続・共有業務の原則および措置・方法を真摯に研究・制定し、省級部門・部門トップダウン管理システムと現状の省級共有プラットフォームとの接続の実現、データ伝送ルートの開通、省級レベルにおける情報の自動送信・インポート・転換の実現を迅速に推進する。</p> <p>四、情報収集項目の規範化</p> <p>企業負担の軽減・行政機能の向上を目標として、同一情報の「一括収集・一元管理」を実行し、企業に資料の再提出を回避させる。既存の企業登記情報が関連部門の業務取扱および監督管理ニーズを充足できる場合、工商部門が関連部門に送信し、関連部門は今後、別途再収集しない。確かに工商部門が情報を一括収集する必要がある場合、各関連部門が登記の利便化・監督管理の効率化・収集の簡素化を原則として情報の要望を出し、工商部門が整理・総括後に工商部門の登記データ共有情報項目(添付文書 2.1 参照)および「多証合一」政府部门共有情報項目(添付文書 2.2 参照)を作成し、企業登記資料規範および企業登記全プロセス電子化システムに組み入れる。工商登記の取扱段階において手続中の申請者の備案情報に不備があるいは申請者の記入に誤りがある場合、関連部門は管理機能の履行を通じて申請者に修正あるいは是正するよう要求するが、企業の登記および営業許可証の発行には影響しない。各地は、営業許可証のバーコード・電子営業許可証および国家企業信用信息公示システムを通じて企業の証書事項整合情報を公示する。</p>
--	---

### 五、推进“多证合一、一照一码”营业执照应用

各相关部门在本系统内加强“多证合一、一照一码”营业执照的认可、使用、推广。企业登记信息能够满足政府管理部门需要的涉企证照事项，进一步整合到营业执照上，被整合证照不再发放，不再要求企业提供关于整合证照事项的额外证明材料。推动“多证合一”改革成果跨区域、跨部门、跨行业应用，打通最后一公里，服务企业“一照一码”走天下。

### 六、加强事中事后监管

各部门强化监管理念，转变监管方式，指导各地由“坐等企业上门”改为通过平台及时认领企业信息，主动规范企业经营行为，加强事中事后监管。对工商部门一并采集的备案信息，相关职能部门要跟进完善，加强规范管理，在事中事后监管过程中修改或更正的备案信息，要及时、准确反馈工商部门。各部门要确保企业信息的完整、准确和一致，不断完善跨部门联合惩戒机制，建立健全信用约束机制，积极引导企业自律，加强社会监督，使“多证合一”改革成为推动形成新型市场监管体制机制的催化剂。

### 七、实施步骤及任务分工

(一) 前期准备阶段(2018年3月—6月)。国务院各部门对本部门证照事项提出信息采集需求和经营范围标准化表述，工商部门修改补充企业登记注册材料，根据各部门业务应用需求，联合制定“多证合一”信息化技术方案(见附件3)和“多证合一”信息化数据规范，各省加强信息系统建设改造，夯实基础和提供技术保障，确保数据在部门间实现顺畅传输和共享。“多证合一”信息化数据规范将另行发文，与本文件具有同等效力。

五、「多証合一・一照一碼(複数証書の一体化・1つの営業許可証に1つのコード)」営業許可証の応用推進

各関連部門は、本システムにおいて「多証合一・一照一碼」営業許可証の認可・使用・推進を強化する。企業登記情報が政府管理部門に必要な企業関連証書事項を充足できる場合、営業許可証上にさらに整合し、整合された証書は今後発行せず、企業に証書事項の整合に関わるもの以外の証明資料を提供するよう要求もしない。「多証合一」改革の成果の区域・部門・業界を跨いだ応用を推進し、「ラストワンマイル」を打破し、企業の「一照一碼」の全国実用化に奉仕する。

### 六、期中・事後監督管理の強化

各部門は、監督管理の理念を強化し、監督管理方式を転換し、各地が「企業の来訪を座って待つ」の状態から、プラットフォームを通じた企業情報の随時受け取り、企業経営行為の自主的な規範化、期中・事後監督管理の強化に改めるよう指導する。工商部門が一括収集した備案情報に対して、関連職能部門は追跡・完備し、規範化・管理を強化しなければならず、期中・事後監督管理の過程において修正あるいは是正された備案情報は、即時・正確に工商部門にフィードバックしなければならない。各部門は、企業情報の完全性・正確性および一貫性を保証し、絶え間なく部門を跨いだ連合懲戒メカニズムを完備し、信用約束遵守メカニズムを構築・整備し、企業の自律を積極的に先導し、社会の監督を強化し、「多証合一」改革を新たな市場監督管理体制・メカニズムの構築を推進する促進剤にしなければならない。

### 七、実施プロセスおよび任務分担

(一) 初期準備段階(2018年3月-6月)。国务院各部门は、本部門の証書事項について情報収集の要望および経営範囲の標準的表記を提出し、工商部門は企業の登記登録資料を修正・追加し、各部門の業務応用の必要性に基づき、「多証合一」情報化技術方案(付属文書3参照)および「多証合一」情報化データ規範を連合で制定し、各省は情報システムの構築・改造を強化し、技術保証の基礎を固めて提供し、部門間のスムーズなデータ伝送および共有を保証する。「多証合一」情報化データ規範は、別途公布し、これは本文書と同等の効力を有する。

<p>(二) 全面实施阶段(2018年6月底)。各省全面执行全国统一“多证合一”改革涉企证照事项目录, 将国家层面的整合证照事项全部纳入本省“多证合一”改革范畴。对于本省已经整合但不属于国家层面整合证照事项的, 若符合登记、备案性质且效果良好的, 可以继续推行; 若不符合登记、备案性质, 要及时进行调整。各省工商部门在核准登记后1个工作日内将企业登记信息和“多证合一”备案信息通过省级共享平台或省级部门间数据接口自动、定向推送给证照事项所属的省级相关部门, 省级相关部门在3个工作日内接收、认领、核实共享信息。</p> <p>(三) 总结评估阶段(2018年7月—12月)。各部门联合对各地执行全国统一“多证合一”改革工作进行督查, 梳理总结经验做法, 查找存在的问题, 进一步完善相关措施。</p> <p>八、其他事项</p> <p>各地要充分考虑“多证合一”实施后窗口人员和系统设备的承载能力, 全面加强登记窗口的人员、设施力量和经费保障, 通过优化结构、统筹协调, 配足配强窗口人员, 通过优化支出结构, 加大投入力度, 保障系统开发改造如期完成; 建立推进全国统一“多证合一”改革部门协同机制, 省级各部门建立企业信息接收、办理情况定期通报制度, 各部门应根据各自职责积极落实本意见, 加强对各地的业务指导和督导考核, 确保从2018年6月底前起全面执行全国统一“多证合一”改革涉企证照事项目录。</p> <p>附件1: 全国统一“多证合一”改革涉企证照事项目录(含经营范围规范表述用语)</p> <p>2.1: “多证合一”工商部门登记数据共享信息项</p> <p>2.2: “多证合一”政府部门共享信息表</p> <p>3: “多证合一”信息化技术方案</p>	<p>(二) 全面的实施阶段(2018年6月末)。各省は、全国統一の「多証合一」改革企業関連証書事项目録を全面的に執行し、国家レベルの証書事項の整合をすべて本省の「多証合一」改革の範疇に組み入れる。本省のすでに整合しているが国家レベルに属さない証書事項の整合について、登記・備案制に合致かつ効果が良好である場合、継続して推進することができる; 登記・備案制に合致しない場合、即時、調整しなければならない。各省の工商部門は、登記審査後の1営業日以内に企業の登記情報および「多証合一」備案情報を省級共有プラットフォームあるいは省級部門間のデータインターフェースを通じて自動・指向的に証書事項を所属する省級関連部門に送信し、省級関連部門は3営業日以内に共有情報を受領・インポート・確認する。</p> <p>(三) 総括評価段階(2018年7月-12月) 各部門は、各地が執行した全国統一の「多証合一」改革業務に対して連合で監督検査を行い、経験・方法を整理および総括し、問題を探し出し、関連措置をさらに完備する。</p> <p>八、その他の事項</p> <p>各地は、「多証合一」実施後の窓口職員およびシステム設備の負荷能力を十分に考慮し、登記窓口の職員・施設能力および経費の保障を全面的に強化し、構造合理化・計画的協調を通じて、窓口職員を十分・確実に配置し、支出構造の合理化を通じて、投入能力を増大させ、システム開発・改造の期限内の完成を保障しなければならない; 全国統一の「多証合一」改革部門の協同メカニズムを構築・推進し、省級各部門は、企業情報の受取・取扱状況の定期通報制度を構築し、各部門は、各自の職責に応じて本意見を積極的に実行し、各地に対する業務指導および監督指導の審査を強化し、2018年6月末までの全国統一の「多証合一」改革企業関連証書事项目録の全面的執行を保証しなければならない。</p> <p>付属文書1: 全国統一の「多証合一」改革企業関連証書事项目録(経営範囲の規範的記述・用語を含む)</p> <p>2.1: 「多証合一」工商部門登記データ共有情報項目</p> <p>2.2: 「多証合一」政府部門共有情報表</p> <p>3: 「多証合一」情報化技術方案</p>
---	---

<p>工商总局          发展改革委          公安部          财政部          人力资源社会保障部          城乡建设部          农业部          商务部          海关总署          质检总局          新闻出版广电总局          旅游局          气象局          2018年3月1日</p>	<p>工商総局          発展改革委員会          公安部          財政部          人力資源社会保障部          都市農村建設部          農業部          商務部          税関総署          質量監督検査検疫総局          ニュース出版ラジオテレビ総局          観光局          気象局          2018年3月1日</p>
---	---